

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																																		
<p>第 1 章 地位協定特例法関係</p> <p>（免税物品の譲受手続）</p> <p>12 - 2 法第 12 条第 1 項の規定に基づく免税物品の輸入手続については、次による。</p> <p>関税免除物品の輸入申告は、「輸入（譲受）申告書」(F-1250)(令第 15 条及び様式省令第 2 項参照) 3 通（原本、輸入許可書用、統計用）を提出することにより行わせ、うち 1 通（輸入許可書用）を許可書として申告者に交付する。ただし、1 品目の価格が 20 万円以下のものについては、統計用の提出を要しない。</p> <p>なお、合衆国軍隊が日米友好親善の一環として開催するイベント等であって、あらかじめ税関長に連絡のあったものにおいてその施設及び区域内で消費される物品を販売等する場合であって、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 119 条第 1 項の規定又は関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 14 条第 18 号等の規定の適用により関税等の納付を要しないことが明らかである場合（例えば、1 人当たり缶ビール（350ml）1 本等）には、譲受の手続を省略させることとして差し支えないので留意する。</p> <p>及び（省略）</p> <p>第 4 章 コンテナー特例法関係</p> <p>（適用国）</p> <p>0 - 3 コンテナー条約及び TIR 条約の加盟国は、次のとおりである。</p> <p>（平成 19 年 3 月 13 日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国 名</th> <th>コンテナー条約</th> <th>TIR 条約</th> <th>国 名</th> <th>コンテナー条約</th> <th>TIR 条約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイルランド</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>スロベニア</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アフガニスタン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>セルビア</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アメリカ合衆国</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>ソロモン</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルジェリア</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>チエコ</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルバニア</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>デンマーク</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国 名	コンテナー条約	TIR 条約	国 名	コンテナー条約	TIR 条約	アイルランド	—	—	スロベニア	—		アフガニスタン	—	—	セルビア	—		アメリカ合衆国	—	—	ソロモン	—		アルジェリア	—	—	チエコ	—		アルバニア	—	—	デンマーク	—		<p>第 1 章 地位協定特例法関係</p> <p>（免税物品の譲受手続）</p> <p>12 - 2 法第 12 条第 1 項の規定に基づく免税物品の輸入手続については、次による。</p> <p>関税免除物品の輸入申告は、「輸入（譲受）申告書」(F-1250)(令第 15 条及び様式省令第 2 項参照) 3 通（原本、輸入許可書用、統計用）を提出することにより行わせ、うち 1 通（輸入許可書用）を許可書として申告者に交付する。ただし、1 品目の価格が 20 万円以下のものについては、統計用の提出を要しない。</p> <p>及び（同左）</p> <p>第 4 章 コンテナー特例法関係</p> <p>（適用国）</p> <p>0 - 3 コンテナー条約及び TIR 条約の加盟国は、次のとおりである。</p> <p>（平成 10 年 3 月 31 日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国 名</th> <th>コンテナー条約</th> <th>TIR 条約</th> <th>国 名</th> <th>コンテナー条約</th> <th>TIR 条約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アフガニスタン</td> <td></td> <td>—</td> <td>日本</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アルバニア</td> <td></td> <td>—</td> <td>ヨルダン</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アルジェリア</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>クウェート</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンティグア・バー ブーダ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>リヒテンシュタイン</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	国 名	コンテナー条約	TIR 条約	国 名	コンテナー条約	TIR 条約	アフガニスタン		—	日本	—	—	アルバニア		—	ヨルダン	—	—	アルジェリア	—	—	クウェート	—	—	アンティグア・バー ブーダ	—	—	リヒテンシュタイン	—	—
国 名	コンテナー条約	TIR 条約	国 名	コンテナー条約	TIR 条約																																																														
アイルランド	—	—	スロベニア	—																																																															
アフガニスタン	—	—	セルビア	—																																																															
アメリカ合衆国	—	—	ソロモン	—																																																															
アルジェリア	—	—	チエコ	—																																																															
アルバニア	—	—	デンマーク	—																																																															
国 名	コンテナー条約	TIR 条約	国 名	コンテナー条約	TIR 条約																																																														
アフガニスタン		—	日本	—	—																																																														
アルバニア		—	ヨルダン	—	—																																																														
アルジェリア	—	—	クウェート	—	—																																																														
アンティグア・バー ブーダ	—	—	リヒテンシュタイン	—	—																																																														

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後							改正前						
<u>アンティグア・バー ブーダ</u>	—	—	<u>ドイツ</u>	—	—	—	<u>オーストラリア</u>	—	—	<u>ルクセンブルク</u>	—	—	—
<u>イスラエル</u>	—	—	<u>トルコ</u>	—	—	—	<u>オーストリア</u>	—	—	<u>マラワイ</u>	—	—	—
<u>イタリア</u>	—	—	<u>トルニダード・トバ ゴ</u>	—	—	—	<u>ベルギー</u>	—	—	<u>マルタ</u>	—	—	—
<u>イラン</u>	—	—	<u>日本</u>	—	—	—	<u>ボスニア・ヘルツェ ゴビナ</u>	—	—	<u>モーリシャス</u>	—	—	—
<u>英國</u>	—	—	<u>ノルウェー</u>	—	—	—	<u>ブルガリア</u>	—	—	<u>モロッコ</u>	—	—	—
<u>オーストラリア</u>	—	—	<u>ハンガリー</u>	—	—	—	<u>カンボジア</u>	—	—	<u>オランダ</u>	—	—	—
<u>オーストリア</u>	—	—	<u>フィンランド</u>	—	—	—	<u>カメルーン</u>	—	—	<u>ノルウェー</u>	—	—	—
<u>オランダ</u>	—	—	<u>フランス</u>	—	—	—	<u>カナダ</u>	—	—	<u>ポーランド</u>	—	—	—
<u>カナダ</u>	—	—	<u>ブルガリア</u>	—	—	—	<u>クロアチア</u>	—	—	<u>ポルトガル</u>	—	—	—
<u>カメルーン</u>	—	—	<u>ベルギー</u>	—	—	—	<u>キューバ</u>	—	—	<u>ルーマニア</u>	—	—	—
<u>カンボジア</u>	—	—	<u>ボスニア・ヘルツェ ゴビナ</u>	—	—	—	<u>キプロス</u>	—	—	<u>ロシア</u>	—	—	—
<u>キプロス</u>	—	—	<u>ポーランド</u>	—	—	—	<u>チェコ</u>	—	—	<u>シエラレオネ</u>	—	—	—
<u>キューバ</u>	—	—	<u>ポルトガル</u>	—	—	—	<u>デンマーク</u>	—	—	<u>スロバキア</u>	—	—	—
<u>ギリシャ</u>	—	—	<u>マラワイ</u>	—	—	—	<u>フィンランド</u>	—	—	<u>スロベニア</u>	—	—	—
<u>クウェート</u>	—	—	<u>マルタ</u>	—	—	—	<u>フランス</u>	—	—	<u>ソロモン諸島</u>	—	—	—
<u>クロアチア</u>	—	—	<u>モーリシャス</u>	—	—	—	<u>ドイツ</u>	—	—	<u>スペイン</u>	—	—	—
<u>シエラレオネ</u>	—	—	<u>モロッコ</u>	—	—	—	<u>ギリシャ</u>	—	—	<u>スウェーデン</u>	—	—	—
<u>ジャマイカ</u>	—	—	<u>モンテネグロ</u>	—	—	—	<u>ハンガリー</u>	—	—	<u>スイス</u>	—	—	—
<u>スイス</u>	—	—	<u>ヨルダン</u>	—	—	—	<u>イラン</u>	—	—	<u>トルニダード・トバ ゴ</u>	—	—	—
<u>スウェーデン</u>	—	—	<u>ルクセンブルク</u>	—	—	—	<u>アイルランド</u>	—	—	<u>トルコ</u>	—	—	—
<u>スペイン</u>	—	—	<u>ルーマニア</u>	—	—	—	<u>イスラエル</u>	—	—	<u>英國</u>	—	—	—
<u>スロバキア</u>	—	—	<u>ロシア</u>	—	—	—	<u>イタリア</u>	—	—	<u>アメリカ合衆国</u>	—	—	—
						—	<u>ジャマイカ</u>	—	—	<u>セルビア・モンテネ グロ</u>	—	—	—

## 第1節 コンテナーの通関及び承認

(コンテナーの修理用部分品の輸入手続等)

3 - 6 コンテナー条約第2条の規定により輸入税の免除を受けて輸入したコンテナー（以下「免税コンテナー」という。）の修理のために輸入される修理用部分品の輸入手続等については、次による。

輸入税の免除は、コンテナー条約第5条の規定を直接適用して行う。この場合において、輸入税の免除が認められる修理用部分品は、実際に修理

## 第1節 コンテナーの通関及び承認

(コンテナーの修理用部分品の輸入手続等)

3 - 6 コンテナー条約第2条((免税一時輸入))の規定により輸入税の免除を受けて輸入したコンテナー（以下「免税コンテナー」という。）の修理のために輸入される修理用部分品の輸入手続等については、次による。

輸入税の免除は、コンテナー条約第5条((修理用部分品の免税一時輸入))の規定を直接適用して行う。この場合において、輸入税の免除が認め

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を必要とする特定の免税コンテナー用のものに限られるので、留意する（したがつて、修理対象であるコンテナーが特定していない部分品については、保税蔵置をさせることとなる。）</p> <p>輸入（納税）申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。）にあっては、輸入申告および特例申告をいう。以下この項において同じ。）は、通常の輸入（納税）申告に係る手続により行わせる。</p> <p>令第 3 条に規定する書面の様式は、「免税コンテナーの修理用部分品免税明細書」（A - 1010）によるものとし、その提出枚数は、1 通とする。</p>	<p>られる修理用部分品は、実際に修理を必要とする特定の免税コンテナー用のものに限られるので、留意する（したがつて、修理対象であるコンテナーが特定していない部分品については、保税蔵置をさせることとなる。）</p> <p>輸入（納税）申告（特例申告（関税法第 7 条の 2 第 2 項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。）に係る指定貨物（同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。）にあっては、輸入申告および特例申告をいう。以下この項において同じ。）は、通常の輸入（納税）申告に係る手続により行わせる。</p> <p>令第 3 条（（コンテナー修理用部分品の輸入の手続））に規定する書面の様式は、「免税コンテナーの修理用部分品免税明細書」（A - 1010）によるものとし、その提出枚数は、1 通とする。</p>
第 2 節 T I R 運送	第 2 節 T I R 運送
（供託の意義）	（供託の意義）
<p>4 - 1 T I R 条約第 4 条（a）に規定する「供託」とは、関税法第 63 条第 2 項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）第 11 条第 4 項において準用する同法第 10 条第 2 項及び地方税法第 72 条の 100 第 1 項の規定により担保を提供することをいう。</p>	<p>4 - 1 T I R 条約第 4 条（a）（（供託等の免除））に規定する「供託」とは、関税法第 63 条第 2 項（（保税運送の場合の担保の提供））、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）第 11 条第 2 項（（保税運送等の場合の担保の提供））において準用する同法第 10 条第 2 項（（保税工場外における保税作業の場合の担保の提供））及び地方税法第 72 条の 100 第 1 項（（貨物割の賦課徴収等））の規定により担保を提供することをいう。</p>
（削除）	（国際団体に加盟している団体等）
	<p>5 - 2 T I R 条約第 5 条（（保証団体の認可））に規定する「その定める条件を満たしかつその定める保証を提供する団体」（以下「保証団体」という。）としては、我が国においては、法第 11 条第 1 項（（保証団体の認可））の規定により、社団法人日本自動車連盟が認可されており、同条にいう「これと提携する団体」は、社団法人全日本検査協会であり、「その団体の加盟している国際団体」は、国際自動車連盟（F I A : Federation Internationale de l'automobile）及び国際旅行連盟（A I T : Allianse Internationale de Tourisme）である。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(締約国で生ずる責任)</p> <p>5 - 2 TIR条約第5条2に規定する「締約国内で生ずる責任」とは、国際道路運送手帳（以下「TIRカルネ」という。）の担保の下で運送される貨物に係る関税、その他すべての課徴金の締約国への納付義務をいう。</p>	<p>(締約国で生ずる責任)</p> <p>5 - 3 TIR条約第5条2（<u>保証団体の責任</u>）に規定する「締約国内で生ずる責任」とは、国際道路運送手帳（以下「TIRカルネ」という。）の担保の下で運送される貨物に係る関税、その他すべての課徴金の締約国への納付義務をいう。</p>
第5章 ATA条約特例法関係	第5章 ATA条約特例法関係
<p>(保証団体による通関手帳の確認)</p> <p>3 - 1（省略）</p>	<p>(保証団体による通關手帳の確認)</p> <p>3 - 1（同左）</p>
(平成18年3月1日現在)	(平成18年3月1日現在)
国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
(省略)	(省略)
BELGIUM	<u>Federation des Chambres de Commerce et d Industrie de Belgique (FCCIB)</u> <u>Rue Montoyer 3</u> <u>B-1000 Bruxelles</u>
BELARUS	<u>Belarusian Chamber of Commerce and Industry</u> <u>Pr.Masherova, 14</u> <u>Minsk 220035</u>
(省略)	(省略)
MACEDONIA, FORMER YUGOSLAV REPUBLIC OF (FYROM)	<u>Economic Chamber of Macedonia</u> <u>Dimitrie Cupovski Street No.13</u> <u>P.O. Box 324 - Skopje</u>
(省略)	(省略)

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
SENEGAL	<u>Chambre de Commerce et d Industrie de la Region de Dakar</u> <u>P.O.Box 118</u> <u>Dakar</u>	SENEGAL	<u>Serbian Chamber of Commerce</u> <u>21 Hadzi Ruvimova Street</u> <u>11000 Belgrade</u>
SERBIA	<u>Serbian Chamber of Commerce</u> <u>21 Hadzi Ruvimova Street</u> <u>11000 Belgrade</u>	SERBIA	<u>Chambre de Commerce et d Industrie de la Region de Dakar</u> <u>P.O.Box 118</u> <u>Dakar</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

(通関手帳により輸出された物品の再輸入)

3 - 10 (省略)

~ (省略)

通関手帳により輸出された物品の再輸入について通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。

イ (省略)

□ 提出された通関手帳の再輸入控えについては、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入許可書として申告者に交付する。

再輸入控えの欄	処理
「1」(輸出証書番号等)の欄	「品目番号……」欄は、前期 3-4 の(1)の口の表の輸入控えの欄中「1」(品目番号)の欄の処理に順ずる。
(省略)	(省略)

~ (省略)

(通関手帳による保税運送)

3 - 13 法第 3 条第 2 項の規定の取扱いについては、次による。

~ (省略)

(省略)

(通関手帳により輸出された物品の再輸入)

3 - 10 (同左)

~ (同左)

通関手帳により輸出された物品の再輸入について通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。

イ (同左)

□ 提出された通関手帳の再輸入控えについては、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入許可書として申告者に交付する。

再輸入控えの欄	処理
「1」(輸出証書番号等)の欄	「品目番号……」欄は、前期 3-4 の(1)の口の表の輸入控えの欄中「1」(品目番号)の欄の処理に順ずる。
(同左)	(同左)

~ (同左)

(通関手帳による保税運送)

3 - 13 法第 3 条第 2 項((通関手帳による保税運送))の規定の取扱いについては、次による。

~ (同左)

(同左)

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
保税運送証書の欄	処理	保税運送証書の欄	処理
(省略) 「H(保税運送承認)b)(運送期間)の欄 (省略) 「H(保税運送承認)b)(運送期間)の欄 (省略)	(省略) 当該欄の文中「再輸出」を <u>抹消</u> し、記入欄には、運送期限の最終日を記入する。 (省略) <u>抹消</u> する。 (省略)	(同左) 「H(保税運送承認)b)(運送期間)の欄 (同左) 「H(保税運送承認)b)(運送期間)の欄 (同左)	(同左) 当該欄の文中「再輸出」を <u>未消</u> し、記入欄には、運送期限の最終日を記入する。 (同左) <u>未消</u> する。 (同左)
□ (省略) ~ (省略)		□ (同左) ~ (同左)	